

関係行政記録情報の概要

I. 自動車登録ファイル等

(1)概要

全国の自動車登録情報を一元的に管理することにより、検査・登録時の業務円滑化に寄与

(2)根拠法令

道路運送車両法第72条(昭和26年6月1日 法律第185号)

(条文:国土交通大臣は、本省に規定する自動車の検査～(中略)～に関する事項を、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によって、自動車登録ファイル(検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査ファイル、二輪の小型自動車にあっては二輪自動車検査ファイル)に記録するものとする。)

(3)自動車登録ファイル等の主な情報

	現行調査(標本抽出時)	改正後調査(標本抽出時)	改正後調査(推定方法)
自動車登録番号	○	○	
車台番号	○	○	
自動車検査証の交付年月日及び有効期間の満了する日			
使用者の氏名及び住所	○	○	
使用の本拠の位置	○	○	
車名及び型式			
普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別	○	○	
長さ、幅及び高さ			
車体の形状	○	○	
原動機の型式			
燃料の種類	○		
原動機の総排気量又は定格出力			
自家用又は事業用の別	○	○	
用途			
乗車定員又は最大積載量	○	○	○
車両重量及び車両総重量			
空車状態における軸重			
初度登録年	○	○	
前回車検時における走行距離計			○
今回車検時における走行距離計			○

Ⅱ. 運送監査総合情報システム(貨物自動車運送事業者に限る)

(1)概要

貨物自動車運送事業者情報を一元的に管理することにより、事業者の管理・監督及び効率的かつ効果的な監査の実施に寄与

(2)根拠法令

貨物自動車運送事業法第3条、第35条、第36条(平成元年12月29日 法律第83号)に基づき、許可を受けようとする者及び届け出をする者が提出する申請書に、記載された事項を一元管理し、システム化したもの

(条文)

(第3条:一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。)

(第35条:特定貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。)

(第36条:貨物軽自動車運送事業を經營しようとする者は、～(中略)～国土交通大臣に届け出なければならない。)

(3)運送監査総合情報システムの主な情報

	改正後調査(標本抽出時)
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○
主たる事務所の名称及び位置	
営業所の名称及び位置	○
各営業所に配置する事業用自動車の種別及び事業用自動車の種別ごとの数	○
自動車車庫の位置及び能力	
事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力	
特別積合せ貨物運送をするかどうかの別	
貨物自動車利用運送を行うかどうかの別	